

**平成31年度
相馬地方広域市町村圏組合職員(高校卒業程度)採用候補者試験**

受 験 案 内

相馬地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験委員会
〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3
相馬地方広域市町村圏組合総務課扱
電話(0244)35-0211

相馬地方広域市町村圏組合では、平成31年4月採用の職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

- **平成30年7月2日(月)から平成30年8月10日(金)まで**
- 受付事務は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行います。
(土曜日・日曜日・祝日は除きます)
- 郵送による申込みは、平成30年8月10日必着です。

2 試験期日、試験会場及び合格者発表

区 分	期 日	会 場	合 格 者 発 表
第1次 試 験	平成30年9月16日(日)	相馬看護専門学校	平成30年10月中旬に相馬市役所前・南相馬市役所前・鹿島区役所前・小高区役所前・新地町役場前・飯館村役場前の掲示場に掲示するほか、組合のホームページに掲載するとともに、合格者に通知します。
	受 付 9:00～ 9:30 教養試験 10:00～12:00 適性検査 13:00～13:20 体力試験 13:45～16:30 (終了時間は予定)	相馬市石上字南姥沢344 電話(0244)37-8118 ※体力試験は同校体育館にて実施します。	
第2次 試 験	第1次試験合格者に対し、別途通知します。		

3 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試 験 職 種	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
消 防 職	3名程度	消防業務

4 受験資格

試 験 職 種	受 験 資 格
消 防 職	①平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 (学歴は問いません) ②採用後、相馬地方管内市町村に居住できる方

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。(欠格事項)

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 相馬地方広域市町村圏組合及び組合関係市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の方法及び内容

○ 第1次試験

試験種目	内 容
教養試験	職員として必要な一般的知識及び知能について、高校卒業程度の多肢選択式の筆記試験
体力試験	消防職員として職務遂行上必要な基礎体力についての試験 実施科目(立幅跳び・上体起こし・腕立て伏せ・時間往復走・5分間走)以上5種目
適性検査	職場における必要な適応性についての検査

○ 第2次試験(第1次試験合格者に対し実施します)

試験種目	内 容
作文試験	職員として必要な文章表現力等についての作文試験
集団討論	与えられたテーマについて、グループの中でどのような立ち位置をとるか、複数人とのコミュニケーションをどのようにとっているかを見る試験
個別面接	主として人物についての口述試験
身体検査	職員として職務遂行上必要な健康度を有するかの検査 (医療機関の検査を受診のうえ、健康診断書を提出)

6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載の真否、その他について調査します。

受験資格がない場合、申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、受験又は合格を取り消すことがあります。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の請求方法

ア 申込用紙は、相馬地方広域市町村圏組合事務局、相馬地方広域消防本部、相馬消防署、新地分署、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署、飯館分署、相馬看護専門学校において交付します。当組合ホームページからもダウンロードできます。

本組合ホームページアドレス

<http://www.soma-area.jp/>

相馬地方広域市町村圏組合

検索



イ 郵送で請求する場合は、封筒の表に「消防職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒[角形2号(縦33.2cm×横 24.0cm)]を必ず同封のうえ、相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課へ送付してください。

(2) 受験申込の方法

ア 申込用紙及び受験票に必要事項を記入のうえ、6ヶ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向、縦6cm×横4.5cm)を貼りつけ、指定の履歴書(自筆のもの・写真貼付)1通を添付して、相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課に提出してください。

イ 郵送する場合は、封筒の表に「消防職員採用試験申込」と朱書きし、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒[長形3号(縦 23.5cm×横 12.0cm)]を必ず同封のうえ、相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課へ送付してください。

ウ 申込用紙と受験票は1枚の用紙となっていますが、切り取らずに提出してください。(記載事項を確認後、持参者にはその場で受験票を交付します。郵送の場合には順次送付します)

エ 履歴書等の記載にあたり、間違えて記入した箇所は、二重線で訂正し、その上(又は隣)に正しい内容を記入してください。(修正ペン等は使用しないでください)

オ 交付された受験票は、試験当日に必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真を貼っていない場合は受験できません。

8 受験日に持参するもの

受験票、筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)、上履き、外履きを入れる袋、運動できる服装、体育館用シューズ、昼食、タオル、飲み物

※体育館用シューズは、必ず屋内用とし、靴の裏が生ゴムか白、又はノーマーキングラバーのものとし、屋内用以外のシューズを持参した場合は、使用できません。

※受験日は暑くなることが予想されますので、体力試験時の水分補給用に十分な量の水又はスポーツ飲料を持参してください。

9 合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿に高得点順に記載され、その中から採用者が決定されます。従って、合格しても欠員等の関係から採用されないこともあります。

10 必要資格

消防業務に際し、緊急車両を運転することから普通自動車運転免許(AT限定を除く)が必要となります。

11 その他

この試験に関して不明な点は、下記にお問い合わせください。

相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課

〒976-8601

福島県相馬市中村字北町63番地の3

電話(0244)35-0211

○受験に関するQ & A

Q:女性も受験できますか。

A:男性、女性ともに性別に関係なく受験できます。

Q:大学生(または既卒者)ですが、受験できますか。

A:学歴に関係なく受験できます。

Q:相馬地方に在住してなくても受験できますか。

A:受験は可能ですが、採用後は相馬地方管内市町村に居住していただくことになります。

Q:避難により福島市に居住しています。避難先に居住することは可能ですか。

A:既に避難解除されていますので、相馬地方管内に居住していただくことになります。

Q:AT限定の普通自動車免許を保有していますが、限定解除は必要になりますか。

A:消防用の緊急車両にはマニュアル車もありますので、限定解除が必要です。

Q:消防職員としての体格的な制限はありますか。

A:特にありません。

Q:救急救命士の資格を取得している場合、採用に関し特別な優遇措置等がありますか。

A:特にありません。

ただし、取得している資格・免許等については、すべて履歴書に記入してください。

○採用後の身分や勤務内容に関するQ & A

Q:採用後の身分はどのようなのですか。

A:地方公務員として、消防・救急業務等に従事します。

Q:給与について教えてください。

A:給料月額は 150,400 円です。(高卒者、平成 30 年 4 月 1 日現在)

なお、学校卒業後に経験年数を有する人は、一定の方法により加算されることがあります。

また、定期昇給は原則として毎年1回行われます。上記の給料のほかに、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

Q:勤務場所はどのようなところがありますか。

A:消防本部(南相馬市)、相馬消防署(相馬市)、南相馬消防署(南相馬市)、小高分署(南相馬市)、鹿島分署(南相馬市)、新地分署(新地町)、飯館分署(飯館村)などに配属されます。

Q:消防業務には、どのようなものがあるのですか。

A: 消防業務には、火災を消す「消火活動業務」、病人やけが人などに必要な応急処置をして病院に搬送する「救急業務」、火災で逃げ遅れた人や交通事故で車内に閉じ込められた人などを、救助資器材を使って救助活動する「救助業務」、火災が起きないように建築物の設備や防火管理について立入検査などをする「予防業務」、消防活動に必要な設備・器具・消防力を管理する「警防業務」のほか、119 番の緊急通報を受け、災害に出動した隊と無線の交信等を行う「通信指令業務」などがあります。

Q:火災などで出動していないとき(災害がないとき)は何をしているのですか。

A:火災後の火災原因調査書類の作成、立入検査及び立入検査書類の作成、災害報告書の作成等の事務処理業務や実際の現場を想定した様々な訓練等を行っています。

Q:消防業務の中で体力はどのくらい必要ですか。

A:消防業務の中には、傷病者の搬送や消火活動等の体力を要する業務がありますので、その職務を遂行する体力が必要です。

Q:女性職員も男性職員と同じように勤務するのですか。

A:業務には女性職員、男性職員の区別はありません。

ただし、すべての消防庁舎に、女性用の個室の仮眠室や浴室、洗面所等も完備されており、プライバシーが守られています。当組合では、女性消防士も活躍しています。

Q:消防署の勤務について教えてください。

A:消防署の勤務には、交代制勤務(隔日勤務)と毎日勤務の2種類があります。

- ① 交代制勤務…午前8時30分から翌日の午前8時30分までの24時間勤務で、そのうち勤務が割り振られているのは15時間30分です。勤務の割り振られていない時間には、休憩や仮眠をとることができます。
- ② 毎日勤務…月曜日から金曜日まで、1日につき7時間45分(午前8時30分～午後5時15分)の勤務時間が割り振られます。(土曜日・日曜日・祝日、年末年始は休日)

○消防学校に関するQ & A

Q:消防業務についての知識や技能がないため勤務できるか心配です。

A:どの消防職員も、採用時は知識や技能を持っているわけではありません。新採用職員は、消防学校で研修を受講し、消防に必要な知識や技能を習得することができます。

Q:消防学校では、具体的にどんなことをするのですか。

A:県内の各消防本部で新たに採用された消防士が入校し、約6ヶ月間、実際に消防業務の第一線に配備された際に職務を遂行できるよう消防法や危険物の基礎知識を学ぶとともに、救助訓練や消防器具を取扱う訓練等を行います。

Q:女性でも消防学校でやっていけるのか心配です。

A:消防学校には新たに採用された消防士全員が入校しますので、もちろん女性消防士も毎年入校し、無事修了しています。消防学校での生活は、女性は完全別フロアになっており、プライバシーに関しても配慮されています。